

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針）

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-Ⅱ-2-21	名称の適正化。 （旧）海水系配管 （新）原子炉補機冷却海水系配管	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-Ⅱ-2-22	記載の適正化 （旧）第2.2-13, 14図 （新）第2.2-13, 14, <u>16</u> 図	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-Ⅱ-2-22	表現の適正化。 （旧）3号炉原子炉補機冷却海水放水路の3号炉放水ピット側端部に設けた逆流防止設備 （新）3号炉原子炉補機冷却海水放水路が接続される3号炉放水内側壁面に設けた逆流防止設備	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-Ⅱ-2-23	記載の適正化。 （旧）第2.2-12図 放水設備の断面図 （新）第2.2-12図 放水設備の断面図 <u>（津波防護対策実施前）</u>	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-Ⅱ-2-24	第2.2-13図のA-A矢視に原子炉補機冷却海水放水路下端高さを追加	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-Ⅱ-2-25	名称の適正化。 （旧）循環水管 （新）循環水系配管	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-Ⅱ-2-26	記載の適正化 （旧）第2.2-16図 3号炉放水ピット流路縮小工設置後のイメージ （新）第2.2-16図 3号炉放水ピット流路縮小工及び逆流防止設備設置後のイメージ	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-Ⅱ-2-29, 42	以下の誤記を修正しました（下線部）。 （旧）設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画 （新）設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建屋及び区画	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-Ⅱ-2-42	以下の誤記を修正しました（下線部）。 （旧）1号及び2号炉の放水路に浸水防止設備として （新）1号及び2号炉の放水路に津波防護施設として	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-Ⅱ-2-42	以下の誤記を修正しました（下線部）。 （旧）原子炉補機冷却海水配管 （新）原子炉補機冷却海水系配管	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38全般	表現の適正化。 （旧）3号炉原子炉補機冷却海水放水路の3号炉放水ピット側端部に設けた逆流防止設備 （新）3号炉原子炉補機冷却海水放水路が接続される3号炉放水内側壁面に設けた逆流防止設備	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-1	図1の名称の適正化。 （旧）循環水管 （新）循環水系配管	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-1	図1の津波の浸水範囲の適正化	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-2	図2の3号炉放水系断面図について、原子炉補機冷却放水路と放水ピットの接続部の構造を修正。	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-2	表現の適正化。 （旧）3号炉原子炉補機冷却海水放水路の3号炉放水ピット側出口を2系統に分岐して、両系統に逆流防止設備を設置する。 （新）3号炉原子炉補機冷却海水放水路の3号炉放水ピット側出口を2箇所に分岐させ、両方に逆流防止設備を設置する。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-3	表現の適正化。 （旧）基準津波が3号炉原子炉補機冷却海水放水路への津波の流入を防止し、 （新）基準津波の3号炉原子炉補機冷却海水放水路への流入を防止し、	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-3	表現の適正化。 （旧）逆流防止設備は、フラップゲート及びアンカーボルトから構成する鋼製の構造物とし、3号炉原子炉補機冷却海水放水路の3号炉放水ピット側端部に設置する。 逆流防止設備には、3号炉の原子炉補機冷却海水ポンプの放水機能に影響を与えないように、フラップゲート戸当りに3号炉原子炉補機冷却海水放水路出口よりも大きな開口部を設けるとともに、津波時に流路を閉止するためのフラップゲートを開口部に設ける。 （新）逆流防止設備は、鋼製のフラップゲート及びアンカーボルトから構成され、フラップゲートは3号炉原子炉補機冷却海水放水路が接続される3号炉放水ピット内側壁面にアンカーボルトで固定する。 フラップゲートは戸当りと扉体で構成され、扉体は内外の水圧差により開閉する。戸当りの開口寸法は、3号炉原子炉補機冷却海水放水路の断面寸法よりも大きくすることで、3号炉原子炉補機冷却海水放水路の放水機能に影響を与えない設計とする。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-4	図3の逆流防止設備設置箇所の適正化およびフラップゲートが鋼製であることを追記。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-5	図4の原子炉補機冷却放水路と放水ピットの接続部の構造を修正。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-7	表現の適正化。 （旧）既設設備の本来有する機能と役割を整理した。 （新）既設設備の有する機能と役割を整理した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-7	記載内容の充実。 （旧）原子炉補機冷却海水放水路 （新）原子炉補機冷却海水放水路（全長約 140m）	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-7	記載内容の充実。 （旧）約7000m ³ /h の海水が放水される。 （新）約7000m ³ /h の海水が放水される（一次系放水ピット水位：T.P. 約 8.1m）。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-7	表現の適正化。 （旧）3号炉原子炉補機冷却海水系の海水放出口はダムアップ方式を採用しており、 （新）3号炉原子炉補機冷却海水系の出口はダムアップ方式を採用しており、	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-7	表現の適正化。 （旧）3号炉放水管下端高さ（T.P. 6.7m） （新）3号炉原子炉補機冷却海水系配管の出口高さ（T.P. 6.7m）	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-7	表現の適正化。 （旧）3号炉原子炉補機冷却海水放水路下端高さ（T.P. 7.2m）よりも低く設計し （新）3号炉原子炉補機冷却海水放水路下端高さ（T.P. 7.2m）よりも低く設定し	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-7	表現の適正化。 （旧）高位置の海水配管との高さ （新）高位置の3号炉原子炉補機冷却海水系配管との高さ	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-7	表現の適正化。 （旧）海水管中の静圧低下 （新）3号炉原子炉補機冷却海水系配管中の静圧低下	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-8	図5に原子炉補機冷却海水放水路の長さ、高さ、原子炉補機冷却海水ポンプ4台運転時の一次系放水ピットの水位を追加。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-8	3. (1) b. 耐震重要度と安全重要度について、逆流防止設備の説明において不要な記載であるため削除。	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-9	記載の適正化。 （旧）また、2系統に分岐して設置する逆流防止設備が同時に閉塞もしくは閉固着する事象は考えにくく、仮に片方が閉塞や閉固着した場合でも、もう一方から放水可能であることに加えて、外観で確認できる位置に設置することから、閉塞や閉固着を検知可能である。 （新）また、外観で確認できる位置に設置することから、閉塞や閉固着を検知可能である。	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-9	表現の適正化。 （旧）3号炉原子炉補機冷却海水放水路の出口は2系統に分岐させ、両系統に逆流防止設備を設置していることから、放水路出口部に角落としを挿入放水することで放水機能は維持しつつ、逆流防止設備の点検、清掃が可能である。 （新）3号炉原子炉補機冷却海水放水路の3号炉放水ピット側出口を2箇所に分岐させ、両方に逆流防止設備を設置していることから、3号炉原子炉補機冷却海水放水路出口部に角落としを挿入放水することで放水機能は維持しつつ、逆流防止設備の点検、清掃が可能である。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-9	表現の適正化。 （旧）フラップゲート及びアンカーボルト （新）フラップゲート及び戸当りのアンカーボルト	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-13	記載の適正化。 （旧）放水路 （新）3号炉放水路	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.26）	5条-別添1-添付38-13	記載の適正化。 （旧）放水ピット （新） <u>3号炉</u> 放水ピット	